

議案第二号

専決処分事項の報告について

緊急心を要した簡易水道建設事業実施に伴う起債については
地方自治法第百七十九條第一項の規定により別紙専決処分書のと
おり専決したので同條第三項の規定によつて報告し承認を求めらる

昭和三十七年一月二十九日提出

三朝町長 坂出 雅 乙

昭和三十七年一月二十九日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



興 決 知 告

起 債 に つ いて

も 金 の 通 り 起 債 す る の と す る

記

一 起 債 金 額 金 四 百 拾 万 円 止

一 起 債 目 的 簡 易 水 道 専 業 費 に 充 当 の た め

一 利 率 年 産 割 以 内

一 借 入 先 大 藏 省 資 金 運 用 部

一 借 入 時 期 昭 和 三 十 六 年 度

借 入 期 日 は 借 入 先 と 協 定 す る の と す る

財 政 文 は 工 事 施 行 の 都 合 ぞ 起 債 の 全 部 又 は 一 部 を 翌 年 度 に 繰 越 し て 借 入 れ る こ と が ぞ き る

一 償 還 方 法

借 入 先 の 貸 付 條 件 に よ る 償 還 方 法 財 政 の 都 合 に よ り 償 還 年 限 を 短

一 貸還取源 諸し、若しく附経利債に借換えることゝなる

昭和三十七年一月十七日専決

三朝町長 坂 出 雅 己